

「秋田市緑の基本計画」の見直しについて

中間取りまとめ

平成19年10月

秋田市都市環境の創造および保全に関する審議会

秋田市都市緑化推進専門部会

<目次>

序章	1
みどりの現況と評価	2
- 1 秋田市の社会的動向	2
- 2 緑の状況と機能別評価	3
- 3 緑関係事業・政策の評価	4
基本方針及び計画	5
- 1 緑の将来目標	5
- 2 緑のまちづくりの基本方針	7
- 3 緑の将来像実現に向けた重点テーマ	9
- 4 実現に向けた施策の方針	10
- 5 緑地保全及び緑化の推進のための法制度の活用方針	15
- 6 緑化重点地区計画	16
「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」の創設	17
- 1 背景	17
- 2 「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」創設	17
- 3 「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」創設の効果	19
- 4 「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」による助成部門	19

序章 ～ 計画変更の背景と計画の位置づけ～

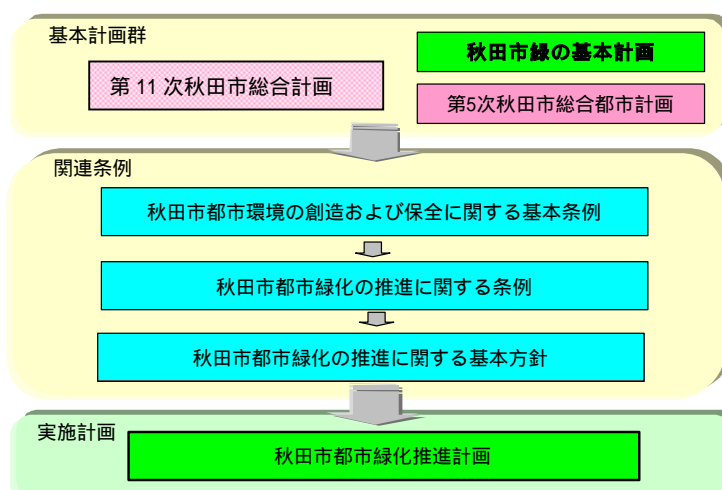
「緑の基本計画」は、市町村がその区域内における緑地の適正な保全、緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するためのマスタープランとして、平成 6 年に都市緑地保全法（現・都市緑地法）で法制化された制度であり、旧秋田市では平成 10 年 3 月、旧河辺町では平成 13 年 6 月に策定されています。

また、平成 14 年度には、都市緑化推進条例の策定により、都市緑化を推進するための基本的事項の方向性を示すとともに、翌、15 年度末には、同計画のアクションプログラムである「秋田市都市緑化推進計画」を策定し、市民に広く公開してきました。これまで、同計画に基づき、具体的な個別事業の推進に努めてきました。

現行計画策定後、平成 16 年の景観緑三法制定による緑化推進制度の拡充や平成 17 年 1 月の市町合併に伴う行政区域の拡大など、同計画を取り巻く状況が著しく変化しており、新市域を対象とする同計画のフレーム調整に加え、新規制度の活用なども視野に入れた見直しが必要となっています。

このような背景の中で、秋田市では、平成 19 年 4 月に第 11 次秋田市総合計画がスタートしたことを受けて、平成 19 年度末での新たな秋田市緑の基本計画策定を目指して、現行計画の変更見直し作業を進めております。

報告は、平成 19 年 3 月以降、「秋田市都市環境の創造および保全に関する審議会都市緑化推進専門部会」で議論をしていただいた内容を、中間取りまとめとしてまとめたものです。



緑に関する秋田市の計画等体系

みどりの現況と評価

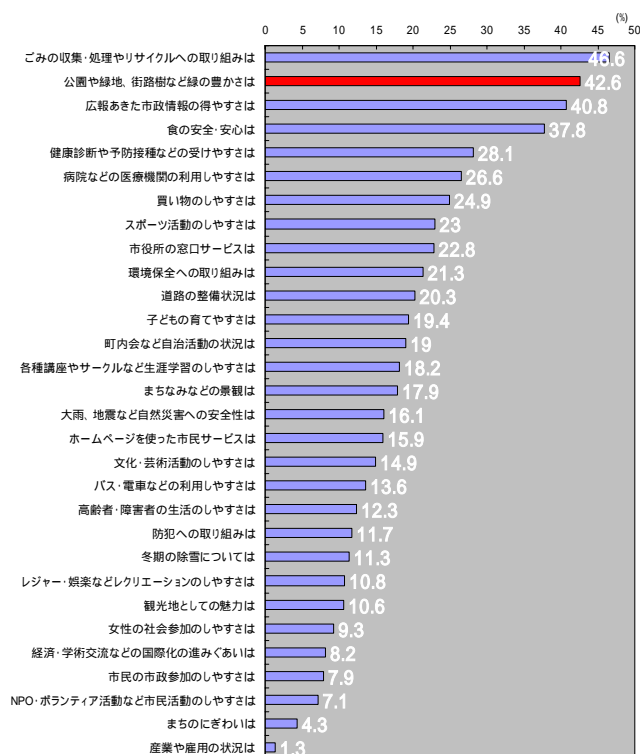
変更の視点

- ・ 市町村合併にともなう市域の拡大による新たな緑の資源の認識
- ・ 人口構成の変化などの緑を取り巻く社会情勢の変化の認識
- ・ これまでの緑関係事業・政策の評価による新たな取り組みへの認識

- 1 秋田市の社会的動向

- ・ 総人口は平成 12 年の 336,646 人をピークに平成 17 年に 333,109 人に減少しており、今後も人口減少の傾向は続くものと予想されています。
- ・ 年少人口は昭和 60 年の 65,344 人から平成 17 年には 43,879 人と 2 万人以上の減少がみられます。一方老年人口は、昭和 60 年の 29,433 人から平成 17 年には 70,371 人と 4 万人以上の増加がみられ、少子高齢の進展が顕著に現れています。
- ・ 人口減少社会、少子高齢化社会のなかで、これまでの拡大するまちづくりからコンパクトなまちづくりが求められています。
- ・ 第 11 次秋田市総合計画では、今後 10 年間のまちづくりにおける重点・横断テーマとして「市民協働・都市内地域分権」「受益と負担の適正化」、そして最重要課題として「家庭や地域、人の絆づくり」などを掲げています。

- ・ 一人当たりの公園面積は 16.62 m²となっており、平成 17 年に行われた「秋田市しあわせづくり市民意識調査」において、「公園や緑地、街路樹などの緑の豊かさ」に対して、「よい」「どちらかといえばよい」と回答した市民は 42.6%に上り、環境、教育などを掲げた 30 分野中 2 番目に高い評価を得ています。



「よい」「どちらかといえばよい」の割合の合計
資料：「秋田市しあわせづくり市民意識調査」秋田市、平成 17 年

図 市民からみた緑の評価

- 2 緑の状況と機能別評価

緑の主要な機能に着目し、秋田市における緑の現状を捉え、各機能に資する緑の把握を行います。

(1) 環境保全のための緑

- ・ 太平山周辺、高尾山周辺、海岸保安林が骨格的な緑を形成しており、市街地を取り囲む骨格的な緑とそれらを繋ぐ良好な河川環境を今後とも維持・保全を図る必要があります。
- ・ 久保田城址、秋田城址、天徳寺、旧奈良家住宅周辺、総社神社、護国神社、宝塔寺等の歴史資源が数多く、これらの歴史資源と一体となった緑は市民の憩いの場として重要な要素であるため、すぐれた歴史的風土を形づくる緑としてその保全を図る必要があります。
- ・ 快適な生活環境を形づくる緑として、街区公園の整備や生垣づくり、建物周囲の緑化など、生活環境の維持向上に資する施設緑地の整備や、民有地を含めた緑化の推進をより一層充実していく必要があります。
- ・ 市街地周辺には農林業地が広がっており、緑地としての持続性に着目し、それぞれ農業基本計画及び森林基本計画等の間連施策との調整を図っていく必要があります。
- ・ 都市環境負荷の軽減のための緑として、勝平山一帯、グリーンパーク等市街地に隣接する緑や臨海部の緑、主要幹線道路における街路樹帯など、大気汚染の抑制や都市型気象の緩和に資する緑の保全・整備を図っていく必要があります。

(2) 防災のための緑

- ・ 自然災害の防止や緩和に資する緑として、森林地域や保安林、その他防災関連規制区域等の緑の保全を図る必要があります。
- ・ 交通量の増大等に伴い、大気汚染や騒音等の公害が増加するおそれのある幹線道路沿道や火災危険地域に指定されている土崎地区、大町地区、榎山地区、東通地区、新屋地区など建築物等の密集による火災時の危険度の高い地区の緑の保全、工業地帯については大気浄化や災害防備のための緑の保全等、積極的な緑化の推進を図っていく必要があります。
- ・ 避難体系を構成する緑地として、都市公園や緑地の適正な配置によって、近隣公園クラス以上の公園に20分以内で避難できることを目標とした整備及び避難路としての主要な幹線道路での街路緑化の推進を図っていく必要があります。

(3) 景観形成のための緑

- ・ 秋田市のシンボルである太平山から続く広大な丘陵部の緑や海岸部にある防砂林の緑、秋田市を代表する河川である雄物川周辺の緑、及び市街地周辺の樹林地や水田地帯の緑など、秋田市を特徴づける重要な景観の構成要素となる緑の保全を図っていく必要があります。
- ・ 地区を代表する郷土景観としての視点から、市北部の拠点である秋田港及び土

崎駅周辺における緑化の推進、及び旭川周辺の緑や臨海工業地帯の緑など、各地区の個性的な景観を構成している緑地の保全・整備を図っていく必要があります。

- ・ 都市景観の創出としての視点からは、県都としての「顔」となる地区、及び不特定多数の利用がある幹線道路沿道や、都市景観促進地区などにおいて、積極的に都市景観を向上させていくような緑の整備、緑化の推進を図っていく必要があります。

(4)レクリエーション空間としての緑

- ・ 秋田市民一人当たりの公園面積は、平成 18 年度末で 16.62m^2 / 人となり、平成 8 年の 10.64m^2 / 人に比べ拡大しています。しかしながら、市街地において、気軽に利用できる公園が整備されていない地域があります。
- ・ 日常圏におけるレクリエーションの場となる緑として、住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）等の都市公園や児童遊園地などの施設緑地を、日常的な利用に対応できるよう整備を図る必要があります。
- ・ 広域圏におけるレクリエーションの場となる緑として、大規模公園や特殊公園、都市基幹公園（総合公園、運動公園）の整備、及び自然公園やその他の各種体験施設の緑地の保全・活用を図っていく必要があります。
- ・ レクリエーション利用をより向上させる視点から、拠点となる緑を結び合わせる河川空間や緑道などの主として帯状の緑地の整備を図り、水と緑のネットワーク化を充実していく必要があります。

(5)心身の健康増進、学びの場としての緑

- ・ 森林や川など豊かな自然環境に身をおき、森林浴や散策など、自然にふれることで、人々はやすらぎや憩いを感じるものです。さらに、自然とのふれ合い体験や野外活動などの体験は、自然を大切に思う心を養う上で大きな効果があります。
- ・ 一つ森公園や千秋公園などは日常的な健康づくりに活用されていますが、太平山や大滝山などの自然公園や森林総合公園のほか、河川空間、集落における里山などについても、心身の健康増進の場として、さらに、自然体験を通じた環境教育や野外活動などの場として、緑地の保全・活用を図っていく必要があります。

- 3 緑関係事業・政策の評価

- ・ 「花のあるまちづくり事業」等の事業によって、これまで身近な緑の創出が図られてきましたが、今後、より一層の事業効果を生み出すため、これまで点的だった「花のあるまちづくり事業」等を、町内会や地区等の面的に転換・集中して支援するための広報・PR推進、ボランティア等の育成などの工夫が必要となっています。
- ・ 身近な緑の管理や花植、水遣りなどの地域共同作業を通じた人々のふれ合いの機会創出は、人と人との絆づくりの役割を担っています。
- ・ 市民や民間の緑化活動をより一層盛り上げていくために、行政と市民や民間等の協働体制を確立し、活動を支える新たな仕組みづくりが必要となっています。

基本方針及び計画

変更の視点

- ・ 人口減少と高齢化の進行、安全安心なまちづくりの実現、コンパクトなまちづくりの実現、市民協働社会などの社会背景
- ・ 第11次秋田市総合計画が策定され、新たな都市像として「しあわせ実感 緑の健康文化都市」が掲げられ、重点・横断テーマとして「市民協働・都市内地域分権」「受益と負担の適正化」、最重要課題として「家庭や地域、人の絆づくり」などを設定
- ・ 市町村合併に伴う新たな緑の資源
- ・ 「秋田市における身近な緑の実感」のための新たな施策

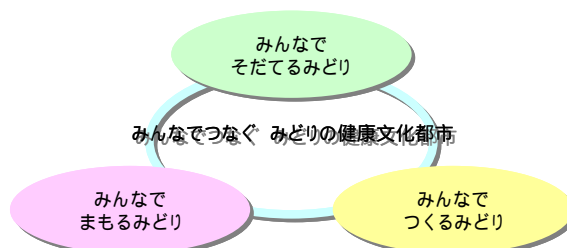
「しあわせ実感 緑の健康文化都市」の実現を図るとともに、市民協働での緑の推進を図ることを目指して、新たな将来像を定めます。さらに、市民協働を実現するために、市が目指すべき緑の姿を明確にした、基本方針を定め、その実現に向けた取り組みについて策定します。

- 1 緑の将来目標

遠くに見える山々の緑、まちにある木々の緑、花々の彩り、道や河原に見える緑、そして、身近にある公園など、都市にある緑は、私たちの暮らしに潤いを与え、快適な都市・生活環境、生物生息環境を創造し、まちに時の流れと風格を与えるなど、多くの恩恵を与えるものです。そして、この緑は、継承されてきた財産であり、これを次の世代に継承していくことは、今現在、ここに暮らしている私たちみんなに与えられている使命といえます。

私たちは、緑からの様々な恩恵を受け、文化的健康的な暮らしを実現し、しあわせを実感できるとともに、身近な公園や緑をきっかけとした新たなコミュニティを醸成し、そしてこれを子孫に受け渡していくことを目指して、「みんなでそだてるみどり」「みんなでつくるみどり」「みんなでまもるみどり」の3つのみどりを基本理念として掲げます。

「みんなでつなく みどりの健康文化都市」



市民と共に、みどりを育て、みどりを守り、みどりをつくり、地球環境に優しく、安全で快適な暮らしが営まれるみどりの健康文化都市

将来像を実現するための3つの目標（緑の将来像において配置すべき緑の目標）

みどりの拠点づくり

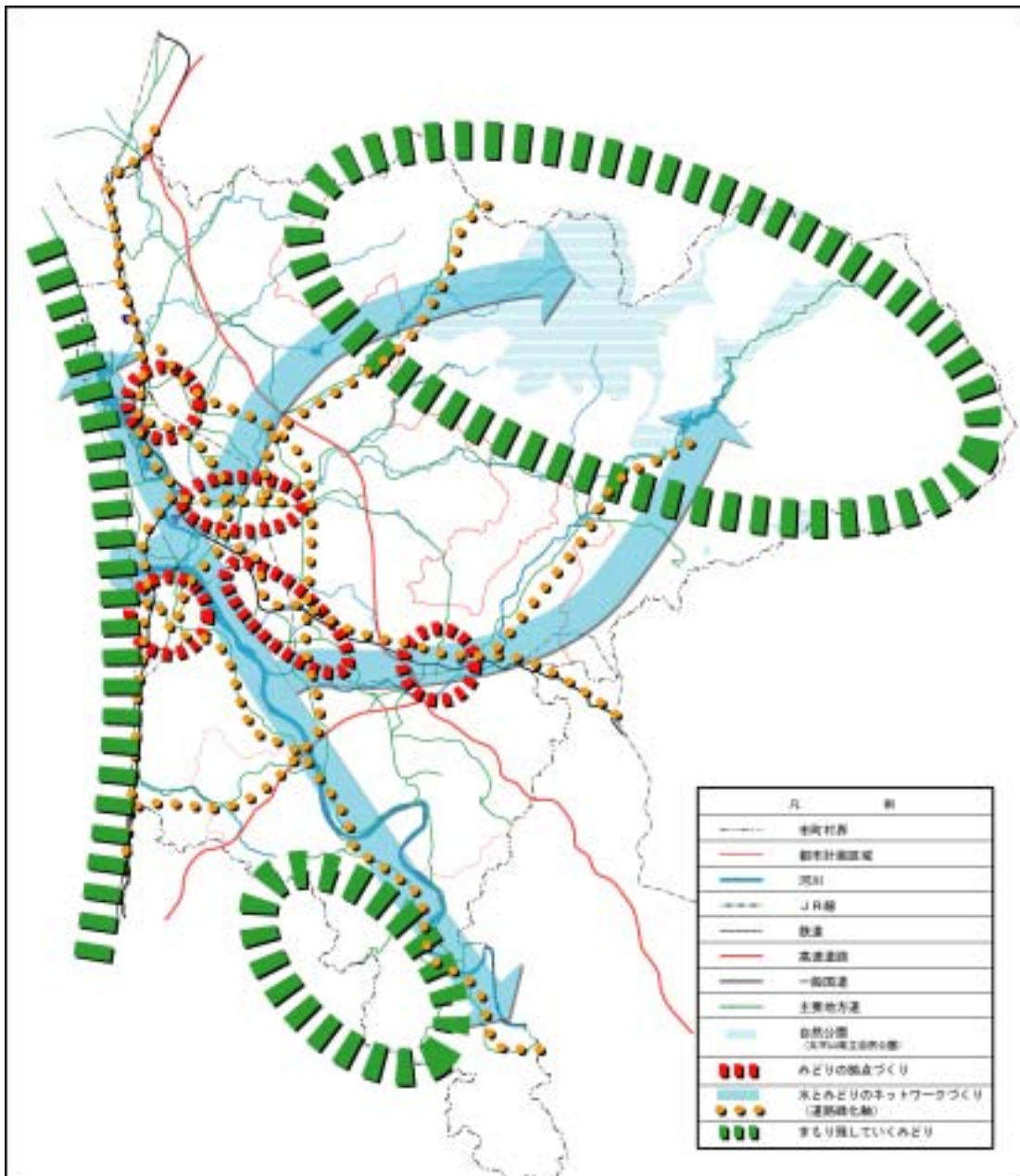
緑豊かな生活空間が創出される地域、及び都市公園や自然公園などの市民のレクリエーション・憩いの場を緑の拠点として位置づけ、整備充実を図り、市内外の人々が集い、交流できる拠点を目指します。

水とみどりのネットワークづくり

海岸や河川などの水辺、緑の拠点、公園等の主要な施設を遊歩道や街路樹等で結び、水と緑のネットワークを形成します。

まもり残していくみどり

秋田市を代表する緑、すぐれた歴史的風土の緑、すぐれた農林業地、都市を代表する郷土景観等、次世代に残すべき緑については、その保全を図ります。



緑の将来像図

緑の目標水準

秋田市では、これまで「一人当りの公園面積」を緑の指標として用いてきましたが、市内の多様な緑を包含できないことや身近な緑に対する市民の実感を十分表現できないことから、新たな指標として「市街地における緑地率」を用いることとします。

市街地における緑地率 30%
< 公的緑地率 26% > < 市民が創出する緑 4% >

社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会公園緑地小委員会において、「みどり」の目標量について、「連担した市街地において持続性のある「みどり」の割合(公的緑地率)を概ね 30%以上確保すること」を望ましい将来像とすることが必要とされています。

- 2 緑のまちづくりの基本方針

みんなでそだてるみどり

1. みどりのパートナーづくりを推進します。

市民・事業者と協働での緑のまちづくりを進めるために、緑や公園等に関わる地域組織の設立、育成を支援するとともに、活動に対する支援制度等の充実を進めていきます。

2. みどりへの“気づき”づくりを推進します。

より多くの市民が、緑の大切さ、楽しみ、喜びを感じることができる機会の創出や活動団体に関する情報提供などの機会創出などの“気づき”づくりを推進します。

みんなで作るみどり

3. みどりの拠点づくりを進めます。

既存の都市公園の整備充実を図るとともに、地域住民のニーズに合わせた、暮らしに身近な公園などの整備充実を推進します。

4. 県都秋田にふさわしい“顔”づくりを進めます。

秋田市中心部にある千秋公園、中心市街地の緑は、秋田市を訪れる方々にとって、歴史と風格と緑豊かな秋田の象徴を感じる地域であり、秋田にふさわしい緑化の推進や千秋公園等の整備充実、さらに連続性の確保により、県都秋田にふさわしい“顔”づくりを進めます。

5. 水とみどりのネットワークづくりを進めます。

水と緑のネットワークの形成は、緑豊かな景観を提供するほか、レクリエーションや

防災など、我々にとっても重要な役割を持っていますが、鳥や昆虫などの生き物などにとっても重要な要素です。このため、今後とも河川、道路などを活かして、水や緑のネットワークの形成を目指します。

6．みどり豊かな生活環境づくりを進めます。

住宅地等のみどりは、安全・安心で、美しいまちづくりにおいて、大きな役割を担っていると言えます。

このため、緑豊かな生活環境づくりのため、公共公益施設の緑化の推進とともに、市民との協働により、緑豊かな住宅地の創出を推進します。

みんなでまもるみどり

7．樹林地や農地等、自然の緑の保全を図ります。

本市は太平山一体の山々、高尾山周辺の山々などの樹林帯に囲まれ、市街地との間に、田園地帯が広がっています。この田園の背後にある里山は、実り豊かな田園を育むために重要な役割を果たしています。また、日本海沿岸には松林により海岸樹林帯が広がっています。

このような樹林地や農地等は、良好な状態で祖先から受け継いだものであり、次の世代へと継承していくために、良好な状態を維持、保全して行きます。

8．生態系に配慮して地域の緑を守り活用します。

市の外郭を形成する樹林地、海岸樹林帯の保全、さらに田園、その背後にある里山、地域を見守ってきた社寺林、歴史を物語る古木・大木など、子孫に受け継ぐべき貴重な緑などがあります。

このため、都市近郊の樹林帯等の保全、育成を推進するとともに、生物生態系に配慮しつつ、レクリエーションの場として、自然と触れるための接点の回復を図るなど、利用に興じるための場づくりなどをすすめ、市民や事業者等と協働で、地域の緑を守り、活用して行きます。

- 3 緑の将来像実現に向けた重点テーマ

緑の将来像実現に向けて次の4つを重点テーマと位置づけ、事業化に向けた検討と実施を優先的に行います。

市街地における身近な緑の充実と緑の拠点づくりの推進

・市街地における身近な緑の充実

住区基幹公園の適正な配置に関する検討を行い、空白地帯について整備を推進することとします。整備に際して、防災面等からの必要性等も考慮して、その優先順位を決定します。

・児童遊園地の都市公園に準じたものとしての位置づけと整備

対象となる住区内に一定規模以上の児童遊園地が整備されている場合は、その児童遊園地を都市公園に準じたものとして扱い、身近な緑として整備を推進します。児童遊園地や住区基幹公園が未整備の住区にあっては、身近な緑として活用できる公共公益施設や、借地として借り上げ可能な用地の有無についても検討しながら整備を推進します。

・緑化重点地区の設定

重点的に緑化の保全に配慮を加えるべき地区については、緑化重点地区に指定し、緑化の方向性や緑化手法など詳しいプランを策定し、重点的に緑化を推進します。

水と緑のネットワークの充実（街路樹の推進）

海岸や河川などの水辺、緑の拠点、公園等の主要な施設を遊歩道や街路樹等で結ぶことによってネットワークが形成されます。

豊かな緑と自然に囲まれた都市環境の形成を推進するため、街路樹や低木の植栽による道路空間緑化や緑道の整備を推進し、都市内における緑花空間のネットワークを構築します。

緑地保全、緑化の推進のための法制度の活用

風致地区のほか、緑地保全地域、特別緑地保全地区などの緑地保全の指定による緑地の保全を進めます。

地区計画の活用を促すとともに、中心市街地や緑の不足している住宅地等において、緑化地域制度の導入、市民緑地制度、緑化施設整備計画認定制度等の導入を促します。

市民協働による都市緑化の促進

都市緑化を計画的・効果的に進めていくため、市民と行政のパートナーシップに根ざした、緑のまちづくりについて、協働と役割分担により目標の実現を図ります。この実現のための支援として基金を創設します。

- 4 実現に向けた施策の方針

8つの基本方針に基づく、基本施策ごとの具体的な取り組みを、以下に示します。

1.みどりのパートナーづくりを推進します。

みどりのパートナー育成

- ・ 市民協働での緑づくりにおいて、主体となる市民及び市民団体の育成のため、公園愛護協会の団体の結成、育成を図ると共に、NPOや市民団体、市民ボランティアの設立、育成支援のための広報、PR活動支援などを行い、みどりのパートナー育成を図ります。

みどりのパートナー支援体制の整備

- ・ 健康で彩り豊かな緑化の推進のため、今後とも「花と緑の相談所」の機能強化を図り、市民の緑化に対する支援を進めます。
- ・ 「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」を創設します。
- ・ 市民の自主的な緑化、地域への緑地の解放などを支援するために、管理協定制度や緑化施設整備計画認定制度及び緑地管理機構制度などの活用を検討します。
- ・ 身近な公園のアダプト制度等導入について検討します。

2.みどりへの“気づき”づくりを推進します。

緑化に関わる広報、PR推進

- ・ 緑化や緑の大切さを知り、自然との触れ合いのきっかけづくりとなるイベントの開催、ホームページ、パンフレット等により、広報PR活動を推進します。
- ・ 緑化等に関する市民、事業者等により自主的な緑化活動について、積極的な広報を行います。

美しい秋田づくりの広報・PR推進

- ・ 環境教育、景観教育に関する取り組みを推進します。

3.みどりの拠点づくりを進めます。

都市公園の整備・拡充

- ・ 暮らしに身近な公園として、気軽に歩いて利用できる範囲に配置することを目指して、都市公園の整備及び拡充を推進するとともに、企画段階からの市民参画を進めるとともに、市民協働のもと適正な管理を推進します。

- ・ 太平山リゾート公園、千秋公園、一つ森公園、大森山公園などの総合公園、八橋運動公園など、多くの市民が訪れる都市基幹公園について、未開設部分の解消を目指して、整備拡充を推進します。
- ・ 風致公園や歴史公園等特殊公園において、未開設部分の解消を目指して、整備拡充を推進します。

多様な公園緑地の整備・再整備の促進

- ・ 周辺住民の参画により、ニーズに対応したバリアフリー化や防災拠点としての施設充実、利用用途に応じた施設の整備など、公園のリニューアルを推進します。
- ・ 街区公園など、身近な公園の配置を推進するために、市民や事業者等との連携による借地公園などの導入を検討します。
- ・ 市民の発意による広場づくりを支援するために、「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」などを創設し、施設づくりの支援を行います。

緑化重点地区の整備

- ・ みどりの拠点づくりを推進し、緑豊かな住宅地の形成、県都秋田の顔となる中心市街地など拠点づくりを促進するために、緑化重点地区を設定し、優先的に緑化の推進や公園等の整備を進めます。

4.県都秋田にふさわしい“顔”づくりを進めます。

中心市街地における風格ある緑による演出

- ・ 秋田駅西口から山王官公庁地域に至るまでの一体的な地域において、道路等の緑化を推進し、連続し管理された緑のネットワークを形成し、緑豊かな県都秋田に相応しい景観を創出します。
- ・ 千秋公園における歴史を伝える機能、観光拠点としての機能の向上を図るため、公園整備を推進します。
- ・ 県都あきたにふさわしい地域とするため、秋田駅東西を含めた秋田駅周辺地域及び山王官公庁地域における幹線道路の一体的な緑化を推進します。
- ・ 市民や事業者等との協働による管理された緑化を推進するために、緑化地域制度や緑化施設整備計画認定制度の活用を検討します。さらに、地区計画等の活用を促し、市街地の緑化を推進します。

5.水とみどりにネットワークづくりを進めます。

河川を活かした水と緑のネットワークの整備

- ・ 身近な水と緑のネットワークとして、多自然川づくりを推進します。
- ・ 身近な親水空間であり、連続した水と緑の創出空間である河川空間に

において、市民との協働により河川公園、河川緑地等の整備促進を図るとともに、「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」などによる広場づくりの支援を行います。

- ・ 雄物川及び旭川などにおいて、川を中心としたまちづくりへの試みなどが進められています。水と緑のネットワーク形成に向け、新たな試みへの支援を行います。

道路を活かした緑のネットワークの整備

- ・ 秋田の風土に沿った幹線道路網の街路樹の整備、また、都市計画道路の整備における街路樹の整備などの管理充実により、緑にネットワークづくりを進めます。
- ・ 街路樹や草花等の管理については、新たな「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」などを適用するほか、ボランティアサポートプログラムの受け入れなどを積極的に進めます。

6.みどり豊かな生活環境づくりを進めます。

公共用地の緑化推進

- ・ 学校、官公庁敷地など公共公益施設及び用地において、積極的な緑化の推進を図ります。
- ・ 新たな公共施設整備においては、積極的な緑化を図ると共に、草花などによる彩ある風景の創出を促進します。

緑豊かな住宅地の創出

- ・ 緑豊かな住宅地の創出のため、地区計画等の区画内における緑化率制限制度の活用を促します。
- ・ 「緑のまちづくり活動支援基金（仮称）」による支援を行います。
- ・ 住宅地等における市民発意による緑化のため、すでに導入している緑地協定制度を進めるとともに、市民緑地制度などを働きかけ、緑化の推進を誘導します。

民有地の緑化

- ・ 市街地における緑の確保のため、大規模な事業所集積地については、緑化施設整備計画認定制度のほか、市民緑地制度の導入を働きかけるとともに、小規模な事業所においても緑化の推進を誘導します。さらに、地区計画の活用を促し、緑地の保全及び緑化率規制などによる市街地の緑化を推進します。

7.樹林地や農地等、自然の緑の保全を図ります。

地域の貴重な緑の保全

- ・ 地域の貴重なみどりである、金照寺山、手形山、高清水、浜ナシ山など風致地区について、継続して、風致地区として指定し、保全を進めます。風致地区内にある民地の開発、公共事業等により重要な風致の保全が維持されない事態に対応して、特別緑地保全地区の指定、緑地保全地域の指定による保全を検討します。
- ・ 住宅地、商業集積地、工業集積地などの大規模な開発地域においては、開発行為にともなう緑化の指導を図ります。

樹林地の保全

- ・ 保安林の指定、地域森林計画対象民有林の指定などを継続するとともに風致地区として指定等の調査検討を進めるなど、適正な維持管理を行い良好な樹林地の保全を図ります。
- ・ 環境保全や景観形成、防災上、特に重要かつ良好な樹林地については、緑地保全地区の指定を検討します。
- ・ 樹林地においては、市民やNPOなどのボランティアと協働して、市民緑地制度による樹林地の保全を進めます。
- ・ 日本海沿岸にひろがる海岸樹林地の回復を支援します。

農地の保全

- ・ 農業振興地域の継続的な指定による良好な農地の保全に努めます。
- ・ 市民農園等の活用など、新たなニーズに応じた利用を検討します。

8.生態系に配慮して地域の緑を守ります。

近郊樹林地等の保全

- ・ 里地里山の保全のための支援を進めるとともに、市民協働の一つのとりくみとして、市民緑地制度の活用などにより保全を進めます。
- ・ 歴史ある樹木、樹林、すぐれた美観の樹木や貴重な樹木について、保存樹として指定し、その適正な保存に努めてきました。保存樹は、制度上の問題や日常的管理や近接する住民等への対応課題など多くの課題が残されています。しかしながら、今後も受け継がれた地域の財産として、維持管理の適正や指導や支援を進めながら、課題解決のため現行制度の見直し等について検討を進めます。

- ・ 地域の歴史を感じる貴重な緑である社寺林について、地域のシンボルとして保全に努めます。
- ・ 市街地近郊樹林地等の保全のため特別緑地保全地区の指定、緑地保全地域の指定による保全を検討します。

森林公園等の整備・拡充

- ・ 市民に森とのふれあいや林業体験、記念植樹などを行う場として「市民の森」が提供されています。この市民の森については、利用ニーズに応じた整備拡充を進めると共に、適正な維持管理を行います。

- 5 緑地保全及び緑化の推進のための法制度の活用方針

1. 緑地保全のための法制度の活用

- ・ 市街地近郊及び市街地の周囲に広がる樹林地などについて、緑地保全地域、特別緑地保全地区などの緑地保全の指定を検討し、緑地の保全を進めます。
- ・ 金照寺山、手形山、高清水、浜ナシ山など風致地区について、継続して、風致地区として指定し、保全を進めます。風致地区内にある民地の開発、公共事業等により重要な風致の保全が維持されない事態に対応して、特別緑地保全地区の指定、緑地保全地域の指定による保全を検討します。
- ・ 市街地内にある貴重な緑については、地区計画等の活用を促し、緑地の保全を促進します。
- ・ 特別緑地保全地区や緑地保全地域における緑地保全の推進のため、土地所有者等との協議により、管理協定の締結や緑地管理機構の設立などについても検討します。

2. 緑化推進のための法制度の活用

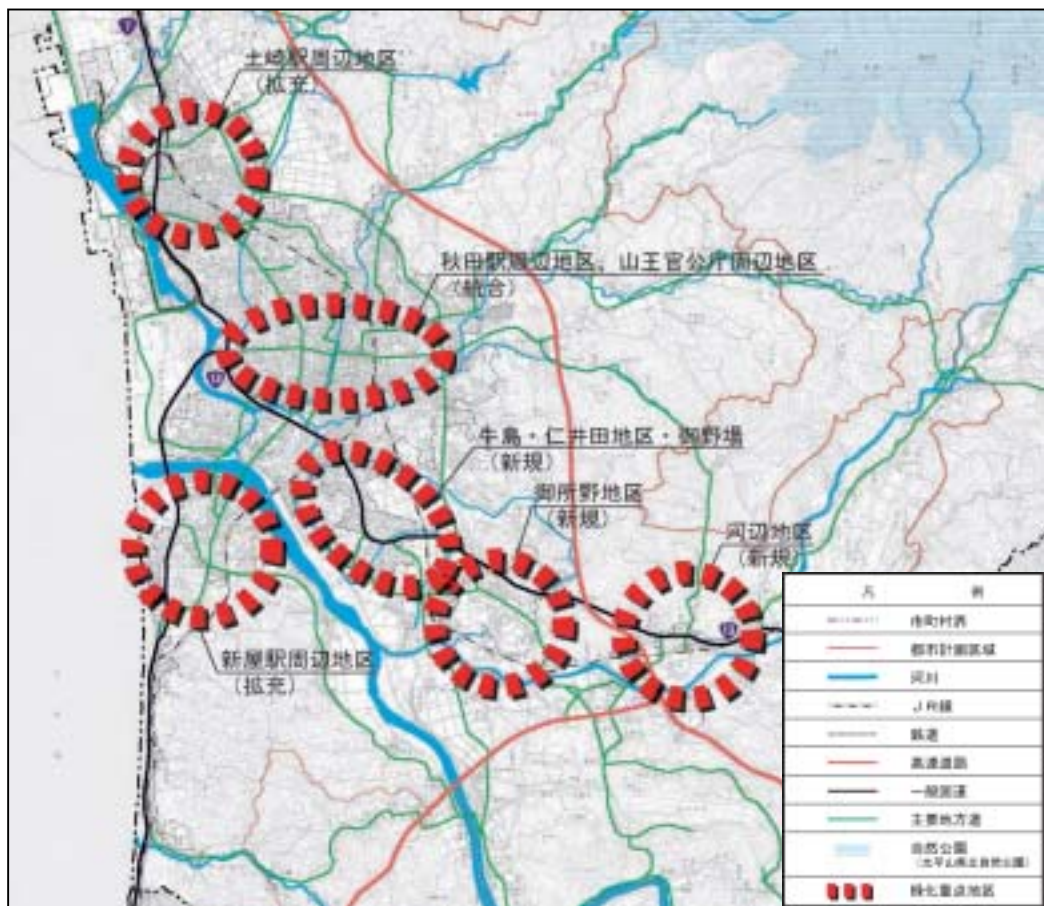
- ・ 建築協定、緑地協定などにより、緑化を進めてきました。今後は地区計画における緑化率の規制などの活用を促し、身近な緑化を推進します。
- ・ また、秋田市において緑の保全、整備、創造などの施策を重点的推進するためのモデル地区として、緑化重点地区を定めています。緑化及び緑地の現状などを鑑み、秋田市の目指すべき緑地の創造のため、市街地における緑化の充実、さらに身近な公園の整備充実を重点的に図り、先導する地区を緑化重点地区として定めます。
- ・ 秋田駅周辺や山王官公庁などの中心市街地や緑の不足している住宅地等において、緑化地域制度の導入による緑化の義務づけや、地域への緑地、緑化施設を公開する市民緑地制度、建築物の屋上、空地などの敷地内などの緑化施設整備計画認定制度等へのとりくみについて、税制面などの優遇措置などメリットなどのPRを積極的に進め、導入を促進します。
- ・ 市民緑化制度や緑化施設整備計画認定制度の導入に合わせて、緑地の取得、管理の充実を図るために、緑地管理機構の創設を検討します。

- 6 緑化重点地区計画

緑化重点地区の選定にあたっては、秋田市の緑の将来像を実現するための要素として5つ選定条件を設定します。緑化重点地区の性格を踏まえ、市街地における緑化の充実、さらに身近な公園の整備充実を重点的に図り、先導する地区として、次の6地区を位置づけます。

緑化重点地区の選定条件と緑化重点地区

緑化重点地区	緑化重点地区の選定条件				
	県都としてふさわしい“顔”となる地区				
	駅前など都市のシンボルとなる地区				
	都市マスタープランで位置づけられている「拠点」となる地区				
	緑が少ないまとまりのある住宅地				
	市街地を囲んでいる代表的な地区				
秋田駅周辺地区、山王官公庁周辺地区					現在の2つの緑化重点地区を統合
土崎駅周辺地区					現在の緑化重点地区の拡充
新屋駅周辺地区					現在の緑化重点地区の拡充
牛島・仁井田・御野場地区					新たな緑化重点地区として指定
御所野地区					新たな緑化重点地区として指定
河辺地区（新規：和田駅周辺）					新たな緑化重点地区として指定



「緑のまちづくり活動支援基金(仮称)」の創設

- 1 背景

- ・緑に対する市民の満足度を維持しつつ、「緑あふれる環境を備えた快適なまち」を効率的に実現する仕組みを構築する必要があります。
- ・多様化する市民による都市緑化事業の取り組みを支援できる、わかりやすい制度として再編する必要があります。

- 2 「緑のまちづくり活動支援基金(仮称)」創設

これまでの花苗、苗木の交付や広場づくりなど市民協働による緑化活動を支援する制度を再編・一本化し、新しい都市緑化支援制度として「緑のまちづくり活動支援基金(仮称)」を創設します。

この基金では、市民からの提案、申請に基づき、審査を経て、資金の助成を行うことで、市民自ら提案・実践する「緑のまちづくり活動」を支援します。これにより、市民の都市緑化活動に対する機動的な支援が可能になります。

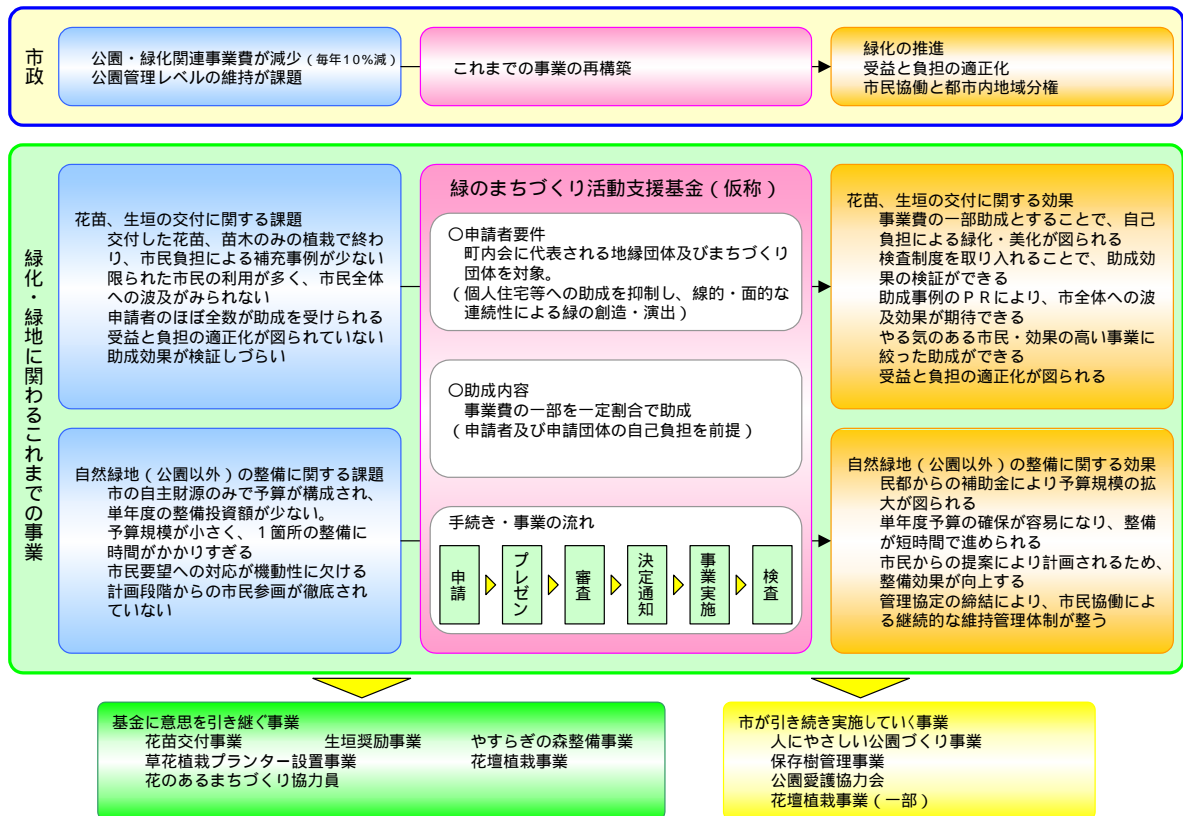
基金は、市からの資金拠出とあわせて、市民・企業などから幅広く資金を調達し、基金を造成します。さらに、(財)民間都市開発推進機構の「住民参加型まちづくりファンド支援制度」を活用し、基金を確保します。



緑のまちづくり活動支援基金(仮称)のイメージ

これまでの市民とともにやってきた花苗、苗木の交付などの事業について、市民に対してわかりやすく、発想の自由性を重んじるために、市民との協働による活動として推奨すべき活動内容を設け、助成分野を大きく2つに集約するものとします。

さらに、適正な活動に対して支援が行われるように、審査基準を設けるとともに、事業完了時等の報告を義務づけます。



より分かりやすく、自主性、発想の自由性を重んじるために分野を集約します。

<市民協働として推奨、実践すべき活動内容>

- 市街地での生け垣づくり
- 花壇づくり
- オープンガーデンづくり
- 身近な広場づくり、
- 地域コミュニティ拠点としてのオープンスペース、緑地、花壇づくり
- その他、身近な緑や花をいっぱいにする活動、みんなが集まる広場づくりなど

市民活動助成分野

- 「身近なみどりと花いっぱい活動部門（ソフト部門）」
- 「みんなで作る身近な緑の拠点部門（ハード部門）」

- 3 「緑のまちづくり活動支援基金(仮称)」創設の効果

1. 「緑のまちづくり活動支援基金(仮称)」創設の効果

「緑のまちづくり活動支援基金(仮称)」の創設により、都市緑化制度が単純でわかりやすくなり、市民の都市緑化活動を機動的に支援できます。受益と負担の適正化や、事業審査会により事業の透明性が確保され、事業効果等も把握しやすくなります。

市民の視点及び行政の立場からその効果をまとめると以下ようになります。

市民から見た効果(自由度、やる気が支援される)

「やる気のある」人やグループが支援される。
新しい仲間同士での活動ができる。
緑化の支援内容がわかりやすくなる。
一定の制約はあるものの、自由な発想で提案できる。
身近に緑や広場が短期間で増える。
仕事が忙しいなどで緑化そのものには取り組めない人でも、基金への寄附というかたちで参加できる。

行政の立場での効果

(受益と負担の適正化、やる気のある人を支援できる)

やる気のある市民・効果の高い事業に絞った助成ができる
検査制度を取り入れることで、助成効果の検証ができる
単年度予算の確保が容易になり、整備が短時間で進められる
市民からの提案により計画されるため、整備効果が向上する
地域、家族などの絆づくりへの期待

2. 「緑のまちづくり活動支援基金(仮称)」創設による緑化創出の効果

「緑のまちづくり活動支援基金(仮称)」では、最大1/2までの事業費が補助されます。このため、市が拠出してきた事業費と同程度の拠出により、これまで以上の緑化の創出効果が期待されます。

- 4 「緑のまちづくり活動支援基金(仮称)」による助成部門

1. 助成内容及び助成部門

助成制度には、「身近なみどりと花いっぱい活動部門(ソフト部門)」と「みんなでつくる身近な緑の拠点部門(ハード部門)」の2つの部門を置きます。

(A) 身近なみどりと花いっぱい活動部門(ソフト部門)

花壇の花植、シンボルとなる植樹など、まちなかの身近なみどりと花を増やすための活動に対して、助成を行います。

助成対象：二人以上の市民グループ、団体、法人など

(B) みんなでつくる身近な緑の拠点部門(ハード部門)

まちなかの生け垣、花壇づくり、身近な広場や住宅街のオープンガーデンなど、地域の公開された緑や広場、散策路づくりに対する活動に対して、助成を行います。

地域に安全と潤いを提供するみどりの拠点づくりコース

地域の避難路、通行などの危険性を回避するなど、地域の安全性に寄与するとともに、道路に面したブロック塀を撤去して、生け垣を創造する活動や、個人の庭を公開して、オープンガーデンなどを作る事業に対して助成します。

助成対象：市民グループなど（生垣づくりについては個人も可能）

地域に身近な緑の拠点づくりコース

地域のシンボルとして、緑豊かな居住地の創造、地域コミュニティの形成のために、身近な広場やオープンスペースを創造する活動に対して助成します。

助成対象：市民グループ、町内会、NPO、事業者など

(2) 助成対象経費

現に植樹や植栽、広場づくりなどを行い、緑や広場を増やす活動に対して、助成を行います。調査研究や団体活動は、助成対象外となります。

部門、コースとも事業費の1/2あるいはコース別に上限額を設定し、その少ない金額を助成します。

経費科目	内 容
材料費	花苗、植木、種、肥料などの緑、花に関する購入費
工事費	施設整備費用、建設工事費等
消耗品費	資料、ちらし、ポスター等の用紙、材料費等
印刷製本費	ボランティア募集、広報ポスター、資料等のコピー代、印刷費
通信運搬費	切手代、郵送料、電話・FAX代、インターネット通信費など
保険料、手数料	行事保険、ボランティア保険、各種申請手数料
委託費	調査費、設計委託費など
備品整備費	事業実施に必要な不可欠と認められる備品購入費
その他諸経費	その他の事業実施に必要な経費